

2人目の子供から 受け取れます

児童手当法の改正—6月1日から

児童手当法が六月一日から変わります。いままでは、三人以上のお子さんを育てている家庭に児童手当が支給されていましたが、六月からは二人目のお子さんからも支給されることになりました。

第二子には 月額二千五百円

六十一年六月一日現在で、十八歳未満のお子さんを二人育てている家庭が対象になりますが、二人目のお子さんは昭和五十九年六月二日以後に生まれた子に限られます。

対象となる児童をおもちの家庭は、五月三十一日までに福祉事務所福祉係へ申請してください。月額二千五百円の児童手当が支給されます。

結婚50年を祝う 金婚式のご案内

市では、結婚して今年で50年を迎えるご夫婦をお招きして、6月25日に金婚式を行います。

昭和11年中に結婚された方は、地区老人クラブ会長か市福祉事務所社会係(☎49-3111内線208)へお申し込みください。

- ◇申込み締切り 5月31日(土)
- ◇金婚式とき 6月25日(水) 午前11時30分
- ◇ところ 市民体育館



▽申請に必要なもの
印鑑、保護者が加入している年金の記号・番号、保護者名義の預金通帳

増額分の申請を

三人以上のお子さんを育て、現在児童手当を受給している家庭で、二人目のお子さんが新制度の対象(昭和五十九年六月二日以降に生まれた子)となる場合は、新たに申請が必要です。一人当たり月額二千五百円の手当が増額されます。

なお、第三子以上のお子さんには、いままでどおり、一人当たり月額五千円が支給されます。申請は福祉事務所福祉係へ。

対象児童の年齢

三年間で

段階的に修正

今年六月からスタートする制度は、三年後に対象児童の基準を就学前に統一し、より多くの家庭に児童手当を支給できるように改正されたものです。支給額は変わりませんが、支給期間が変わります。

- ◇1年目(61年6月1日 ~ 62年3月31日)
- ◇2年目(62年4月1日 ~ 63年3月31日)
- ◇3年目(63年4月1日以降)

乳幼児の 電話育児相談

お母さん 育児で悩んでいませんか

「子供の指しやりを直す方法はありませんか」
「保育園に行きたがらないんですが」
有浦保育園に設置された電話育児相談室には、こんな悩みごとが寄せられています。

昨年五月からスタートしたこの相談室は、小さい子供を持つお母さんたちを対象に、育児に関する相談を受け付けています。お母さん、一人で悩んでないでお気軽にご相談ください。

乳幼児の電話育児相談

☎49-3860

(有浦保育園内)



家庭教育相談

登校拒否や友人関係、しつけ、言語障害など家庭内における子供の教育についてお悩みの方は家庭教育相談所へご相談ください。
とき・毎週月曜日9時~16時
ところ・市役所会議室
相談員・清水トヨ家庭教育相談員

婦人会館 春の定期講座



- ▽戸塚刺しゅう(内職)教室(全12回)
とき・5月12日から毎週月曜日 午前10時~12時
 - ▽やさしい簿記教室(全12回)
とき・5月13日から毎週火曜日 午後6時~8時
 - ▽家庭園芸教室(全12回)
とき・5月13日から毎週火曜日 午前10時~12時
 - ▽囲碁教室(全12回)
とき・5月23日から毎週金曜日 午後1時~3時
 - ▽籐工芸教室(全12回)
とき・6月4日から毎週水曜日 午前10時~12時
 - ▽家庭料理教室(全12回)
とき・5月13日から毎週火曜日 午後6時~8時
 - ▽書道教室(全12回)
とき・6月4日から毎週水曜日 午後6時~8時
 - ▽おばあちゃんの保母教室(全5回)
とき・6月1日から毎月第一日曜日 午前10時~12時
 - ▽ジャズ体操(全12回)
とき・5月13日から毎週火曜日 午前10時~12時
- ※登録料五百円(材料費は実費)。開講式は5月9日午前10時30分から。
- 改良ねまき講習会**
とき・5月23日(金)午前10時から
内容・病人・老人用ねまきづくり
- 婦人会館** ☎49-7028